

休眠預金とその使い道を知っていますか?

例えば、子供のころに親が作ってくれた郵便貯金口座、学生時代にアルバイト代の入金をするために作った銀行口座などで長期間にわたり引き出し、預け入れなどの取引をしていない口座はありませんか?

10年間にわたりこのように取引のない預金額は毎年1,200億円程度発生しているそうです。

そこでこのように10年間取引のない預金を「休眠預金」としてその預金額を民間公益活動のために活用することになりました。

その法律が「**休眠預金等活用法**（正式名称「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」）」として2016年12月に国会で成立し、2018年1月に施行されました。



休眠預金の対象になる預金はどのような預金ですか?

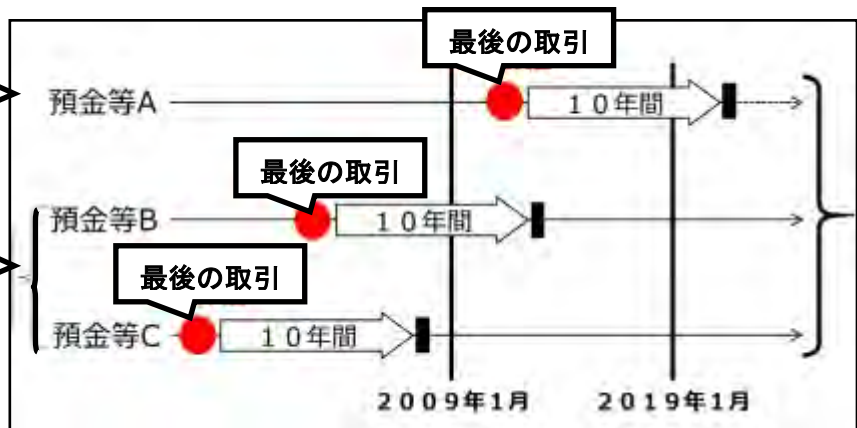


休眠預金等活用法における「**休眠預金**」とは10年以上入出金等の取引がない預金等をいいます。

2009年1月以降に最後の入出金等の取引があった預金等が**休眠預金等活用法**の対象になります。ですから2019年1月時点で例えば15年や20年以上取引のない預金等はこの制度の対象外です。

休眠預金等活用法の対象の預貯金

休眠預金等活用法の対象外の預貯金





「休眠預金」になるとどうなるのですか。



預金保険機構に移管されます。その後、民間公益活動に活用されます。



「休眠預金」になると預金等を引き出すことができないのですか？



休眠預金となっても、引き続き取引のあった金融機関で預金等を引き出すことはできます。



「休眠預金」を引き出す手続きはどのようにするのですか？



取引のあった金融機関に、通帳やキャッシュカード、本人確認書類などを持っていけば引き出すことができます。



休眠預金になってしまった自分の預金等が民間公益活動に活用されてしまうと、もう引き出せないように思うのですが、引き続き引き出せるのはなぜですか？



各金融機関から移管された**休眠預金**は民間公益活動に活用されることとなりますが、移管された休眠預金の全てが活用されるわけではなく、預金保険機構において、将来の引き出しに備えた準備金が積み立てられることとなっています。

預金保険機構は、当面の間、各金融機関から移管された休眠預金の5割を準備金として積み立てているのでこれまでの、長い間取引のない預金等の引き出し実績からみても十分に引き出しに対応できます。



休眠預金になりそうな預金等があるときに、取引先金融機関から何か連絡は来ますか？



取引が最後にあってから9年以上が経ち、移管の対象となる預金等がある場合には各金融機関のウェブサイトにも公告されます。

また、1万円以上の残高がある預金等については、金融機関から現在登録されている住所へ「通知」が郵送されます。

金融機関によっては郵送に代わり、電子メールで通知されることもあります。この通知を受け取ることで、その後の10年間は休眠預金になりません。なお、1万円に満たない預金等は、通知はありません。



休眠預金になる「預貯等」の種類を教えてください



休眠預金になる「預金等」とは、預金保険法、貯金保険法の規定により、預金保険、貯金保険の対象となる預貯金などです。具体的には普通預金だけではなく定期預金、貯金、定期積金などが対象となります。

一方で、財形住宅や財形年金など、特定の目的のための預貯金や障がい者のためのマル優の適用となっている預貯金、外貨預金などの預金保険制度の対象とならない預金などは対象外です。詳しくは以下の表をご覧ください。

「預金等」に当たるもの		「預金等」に当たらないもの	
普通・通常預貯金	定期預貯金	外貨預貯金	譲渡性預貯金
当座預貯金	別段預貯金	金融債(保護預りなし)	
貯蓄預貯金	定期積金	2007年10月1日(郵政民営化)より前に郵便局に預けられた定額郵便貯金等	
相互掛金		財形貯蓄	
金銭信託(元本補填のもの)		仕組預貯金	
金融債(保護預りのもの)		マル優口座	

引用・参考資料：政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」HPより

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201907/1.html>

引用・参考資料：政府広報オンライン「暮らしに役立つ情報」「休眠預金等活用法Q&A」HPより

<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuminyokin/kyuminyokinQA.pdf>